

小金井市 義務教育就学児医療費助成制度(子)

すべての小学生

所得制限がなしに!

令和3年10月1日スタート!

所得制限超過により医療証を持っていない小学生の保護者は申請が必要です

| 子 医療証 通院負担額 着200円 | |
|---|-------|
| 負担者番号 | |
| 受給者番号 | |
| 児氏名 | |
| 誕生年月日 | 生 |
| 住所 | |
| 保護者氏名 | |
| 有効期間 | から まで |
| <small>上記の者は、小金井市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例により医療費の一部を小金額で負担することとなる。</small> | |
|  | |
| 交付年月日 | |

見本



義務教育就学児医療費助成(子)とは?

- 小中学生が健康保険適用の医療行為や薬剤提供を受けた場合に自己負担すべき額から200円（通院毎）を控除した額を市が助成
- 他医療費助成や生活保護を受給中か健康保険未加入の場合は対象外
- 助成内容
 - 【通院】 健康保険適用後の自己負担額から上限 200 円を控除した額
 - 【入院】 食事療養標準負担額を除く健康保険適用後の自己負担額
 - 【調剤・訪問介護】 健康保険適用後の自己負担額

小金井市イメージキャラクター
こきんちゃん



© Studio Ghibli

保護者の所得制限

| | ～令和元年 9 月 | 令和元年 10 月～令和 3 年 9 月 | 令和 3 年 10 月～ |
|-------|-----------|----------------------|--------------|
| 小1～小3 | あり | なし | なし |
| 小4～小6 | あり | なし | なし |
| 中学生 | あり | あり | あり |